

広島県訓令第十号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年七月十六日

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第一条（略） 一（略） 二（略） イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）、危機管理監、総務局（DX推進課、デジタル基盤整備課及び県庁情報システム担当課長の事務を除く。）、地域政策局（公共交通政策課における芸備線再構築協議会に係るものを除く。）、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の事務を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務 ロ 上下水道部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会との連絡調整の事務 三 副知事古松亨の担任事務 イ 総務局DX推進課、デジタル基盤整備課及び県庁情報システム担当課長、地域政策局（公共交通政策課における芸備線再構築協議会に係るものを除く。）、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務 ロ 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第2号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局及び公安委員会との連絡調整の事務	第一条（略） 一（略） 二（略） イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）、危機管理監、総務局（DX推進課、デジタル基盤整備課及び県庁情報システム担当課長の事務を除く。）、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の事務を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務 ロ 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会との連絡調整の事務 三 副知事横田美香の担任事務 イ 総務局DX推進課、デジタル基盤整備課及び県庁情報システム担当課長、地域政策局、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務 ロ 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第2号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局、上下水道部及び公安委員会との連絡調整の事務

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。